

奈良県告示第四十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成二十八年五月十七日

奈良県知事 荒井正吾

指定介護機関の 名称又は氏名	指定介護機関の 所在地又は住所	変更事項		変更年月日
		旧	新	
J i b u n薬局 小泉	大和郡山市小泉 町東一―七―四 グラウンドウ ル郷一階	自分薬局小泉	J i b u n薬局 小泉	平成二十八 年四月一日
J i b u n薬局 郡山	大和郡山市城南 町三六九―一	郡山ジョイフル 薬局本店	J i b u n薬局 郡山	平成二十八 年四月一日